

「出産育児一時金等の引き上げ」と「直接支払制度導入」について

出産育児一時金及び家族出産育児一時金(以下「出産育児一時金等」という。)の支給額は、本年1月、産科医療補償制度の開始に伴い、掛金相当分の分娩費の上昇が見込まれたことから、35万円から3万円引き上げ、38万円になりました。(制度に加入していない分娩機関における出産の場合は従来どおり、35万円です。)

さらに国は、出産にかかる被保険者の経済的負担を軽減し、安心して出産できるようにするため、本年10月1日から平成23年3月31日までの出産についての暫定措置として、4万円引き上げることとし、健康保険法施行令の一部を改正しました。その結果、産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産した場合の出産育児一時金等は、42万円となります。

※産科医療補償制度に加入していない分娩機関で出産した場合は35万円から39万円になります。(注1)

また、この変更に伴い、出産育児一時金等の医療機関への直接支払制度が創設されました。これまで被保険者は、出産費用を医療機関に全額支払ったのちに出産育児一時金等を健保組合に申請し、給付を受けておりましたが、その結果、出産にあたって一時的に多額の費用を現金で用意する必要がありました。しかし、10月1日以降の出産については、被保険者が希望すれば、健保組合が医療機関に出産育児一時金等を直接支払うことができるようになりました。手続きの流れについては、別紙「出産育児一時金等の直接払制度」で確認してください。

なお、以下の点にご留意ください。

- ・健保組合から医療機関への直接支払を希望した方で、出産費用が42万円を超えた場合、その差額を被保険者は医療機関に支払うことになります。
- ・健保組合から医療機関への直接支払を希望した方で、出産費用が42万円未満であった場合、その差額を被保険者は健保組合に請求することになります。(注2)
- ・健保組合から医療機関への直接支払を希望しない方は、従来どおり、いったん出産費用を医療機関に全額支払ったのちに出産育児一時金等を健保組合に申請し、給付を受けることになります。(注3)
- ・健保組合から医療機関への直接支払を希望した・しないにかかわらず、出産育児付加金を健保組合に申請し給付を受けることについては、従来と同じです。(注4)
- ・出産育児一時金等の引き上げ及び医療機関等への直接支払制度は、ともに平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間の暫定的な措置ですが、国は平成23年4月1日以降の対応について、「今後検討し、所要の措置を講ずることを予定している」ということです。

上記文章中の注 1～注 4 については、次ページを参照してください。

(注 1)産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産した場合

産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産した場合は、それまでの 35 万円から 4 万円引き上げられ 39 万円となります。

(注 2) 出産にかかった費用が出産育児一時金等の範囲内であった場合の差額の請求について

直接支払制度においては、病院等から専用請求書が健保組合に到達するのが 1～2 ヶ月かかります。

経済的負担を軽減する現金給付である制度趣旨に照らし、直接支払制度を利用していること及び出産にかかった費用の実費が確認できた場合には、当該差額を被保険者等に早期支給いたしますので、「出産育児一時金・出産育児付加金請求書」に医療機関に支払った「支払明細書(写)」を添付して、健保組合に提出してください。

注)「医師・助産婦又は市町村長が証明するところ」欄に証明は不要です。

(注 3) 直接、病院などに出産育児一時金等が支払われることを望まない方

直接支払制度を利用しなかった被保険者等に係る出産育児一時金等の支給については、従来の方により、「出産育児一時金・出産育児付加金請求書」の申請に基づき支給いたします。

(注 4) 出産育児付加金の請求について

出産育児付加金(被保険者、被扶養者共に 10,000 円)の請求については、「出産育児一時金・出産育児付加金請求書」に医療機関に支払った「支払明細書(写)」を添付して、健保組合に提出してください。

注)「医師・助産婦又は市町村長が証明するところ」欄に証明は不要です。

※ 直接支払制度を利用したにもかかわらず、従来の方により出産育児一時金等の支給を重複して申請されませんよう、十分ご注意願います。

→ [参考『健保だより』](#)